

ALPHA NEWS—ONLINE V o l . 1 8

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2019. 5. 17

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※
本メールマガジンは配信専用となります。
当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、下記連絡先へお願い致します。
電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）
※-----※

いよいよ令和の時代がスタートしました。
ゴールデンウィークは10連休だったという方もいらっしゃると思いますが、どんなお休みを過ごされましたか？
普段はなかなかできないことができるのも連休だからこそ。
遠出する予定がなかった私は、5月1日の「令和初」とはいきませんでした。改元に伴い、神社巡りをして御朱印をいただいてきました。平成の日付が続いた御朱印帳に、「令和」の日付が書かれたページが新たに始まり、なんだか妙な満足感を得ることができました。
さて、今年は連休が長かったこともあり、その反動で五月病になりやすいと言われていますが、五月病予防策の1位は「美味しいものを食べること」だそうです（なんて簡単！）！
なんだか今日は身体がだるいな…と思ったときは、美味しいものを食べて五月病を吹き飛ばしましょう。
それでは、今月のメルマガです。

┌◆ 国分寺市商工会主催セミナーのご案内

【6月27日】企業経営者様、ご担当者様向け（国分寺）

└──
どの企業様でも大なり小なり対応に苦慮されたことがある
「クレーム対応」ですが、その初動対応について、
代表弁護士が解説します。

＝＝＝＝＝国分寺市商工会主催セミナー＝＝＝＝＝

日 時：2019年6月27日（木）14時00分～16時00分

場 所：国分寺市商工会館 2F会議室

テーマ：クレーム対応

講 師：代表弁護士／税理士 保坂光彦

※国分寺市商工会主催のセミナーとなりますため、お申込みなどの
詳細につきましては、6月に入りましてから国分寺市商工会まで
直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】国分寺市商工会

（TEL：042-323-1011）

◆5月28日（火）開催の【働き方改革】に関する企業様向けセミナー
につきましては、多くのお申込みをいただいております、残席が僅かと
なっております。

参加を希望される企業様は、お電話にて当事務所までお問い合わせ
ください。

▼▼▼

2 働き方改革／高度プロフェッショナル

▲▲▲

皆様こんにちは

弁護士法人アルファ総合法律事務所の
代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

さて、今回も引き続き「働き方改革」関連の法改正についてお話させて
いただきます。今回は、「高度プロフェッショナル制度」
（以下省略して「高プロ」といいます）についてです。

実は、前回お話した有給休暇取得義務化と同様、この制度に関しても、大企業と中小企業の区別はなく、いずれも2019年4月1日から適用開始となっております。もっとも、これは必ず導入しなければならないという性質のものではありませんので、当面導入予定のない場合には、参考程度にお読みいただければ幸いです。

～そもそも、「高プロ」って何??～

厚生労働省が発行しているパンフレットによりますと、

『この制度は、高度の専門的知識を必要とする業務に従事し、職務の範囲が明確で一定の年収（年収1075万円以上）を有する労働者に関しては、本人の同意、年間104日以上かつ4週間を通じて4回以上の休日が確実に取得できることなどを要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金などの規定の適用が除外される（事実上、残業制限がなくなる）というものです』とされています。

要するに、一定の要件を満たしてこの制度を適用すると

「時間外労働」や「残業代」といった概念が出てくる余地が一切なくなるというものです。

ここで、以前から存在している「裁量労働制」と何も変わらないのでは？と思われる方もおられるかもしれませんが、

「高プロ」とは異なり、裁量労働制では対象となる労働者の年収の制限がないほか、対象となる業務の範囲も大幅に違います。そして何より、裁量労働制は「みなし労働時間」を定めるものであり、決して完全に「残業代ゼロ」にするものではない（深夜勤務や休日出勤などにより賃金支払の必要が生じる場合がある）という点では全く似て非なる制度といえます。

ちなみに、「高プロ」の適用対象となるのは法律上

「特定高度専門業務」に限られ、具体的には、現状ですと

「金融商品の開発業務」「証券会社のディーリング業務」

「市場や株式などのアナリスト業務」「コンサルタント業務」

「医薬品などの研究開発業務」の5つに限定されています。

また、実際の適用にあたっては、労使双方で構成される「労使委員会」を設置したうえで、対象業務や対象労働者の特定だけでなく、

健康及び福祉を確保する措置、苦情処理への対応などといった労働者保護のための措置を含む10項目について決議をし、それを行政官庁に届け出るなど、一定のハードルを超える必要があります。

よって、この「高プロ」制度の適用をお考えの場合には、方向性を定めたくえで順次段取り良く準備を始めていく必要がありますが、具体的な制度設計や、それに伴う諸手続などに関する個別のご相談は、当事務所において随時お受けしておりますので、お気軽にご相談ください。

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] ~観戦グッズ・初夏~真夏バージョン~
▲△▲-----

こんにちは。
弁護士の豊村聖子です。

以前のコラムにも書きましたが、私はスポーツ観戦が大好きです。中でもプロ野球を球場で生観戦するのが好きなので、ビールやレモンサワーを片手に西武ドームや神宮球場、東京ドームなど、毎年何度か足を運んでは、ひいきのチームを応援しています。また、サッカーやラグビーもスタジアムで観戦することがあります。そこで、今回はスポーツ観戦に必要なおすすめアイテム（初夏~真夏バージョン）をいくつかご紹介したいと思います。

まず、これからの季節、野外での観戦に必須のアイテムは、「日焼け止め」と「虫よけスプレー」です。プロ野球のデーゲームの日はもちろん、ナイターでも、最近は日が長くなっているので、19時頃まで明るいことが多いです。太陽の日が届いているということは、紫外線が届いているということなのです。私はもういい年ですので、日焼けによるシミをもうこれ以上1つも、1ミリも増やしたくないのです。ですから日焼け止めは必ず持参します。

また、中でも西武ドームは丘陵地ですので、蚊をはじめ、色々な虫が出てきます。虫よけスプレーが効かないこともたまにありますので、できれば「かゆみ止め」も持っていくと良いでしょう。

さらに、これから暑くなってくるから、汗や手を拭く「タオル」（プロ野球の球場ですと、選手名が書かれたタオルが1000円くらいで購入できます）や、うちわもあると快適に過ごせます。ちなみに私は暑がりなので、もはやうちわでは足りず、携帯ミニ扇風機や、首にかけるタイプの扇風機を使っています。

それと、意外に持っていて便利なのが、「30ℓ~45ℓくらいのポリ袋」です。ポリ袋は、小さくたたむことができるので、私はいつも2枚くらいを輪ゴムでとめて、コンパクトにして持っていきます。ポリ袋をどのように使うの？と思うかもしれませんが、もちろん、普通にごみ袋としても使えます。それ以上に重要な役割として、「荷物を入れておく」というものがあります。

球場やスタジアムに行ったことがある人は分かると思いますが、座席が狭く、階段状になっており、お酒を飲んで興奮している人もいますので、たまに上の座席の人が飲み物をこぼして流れてくることがあるのです。そんな時でも、荷物をポリ袋に入れておけば濡れることもありません。「ポリ袋に入れちゃうとすぐ取り出せない…」という方は、座席の下に敷いてその上に荷物をのせるだけでも汚れ方が違います。さらに、ポリ袋は急な雨の時のちょっとした雨具にもなります。

その他、暑い時期には、タンブラーに氷をたっぷり入れて持っていったりします。

プロ野球やJリーグを観戦する際には、「選手名鑑」も欠かせません。こうして観戦に行くときの荷物は、わりと多めになってしまいがちですが（笑）、快適に観戦することを最優先にすると、楽しさが増すような気がしています。

また機会がありましたら、「観戦グッズ・秋~冬バージョン」をお届けしたいと思います。



4 あとがき



ここ最近、世間では食パンがブームとなっていますが、我が家でもちょっとしたブームが起こっており、

「生」食パンが売りの某店や、清瀬駅前に出来た某人気店に並んでみたりと、食べ比べを楽しんでいます。

(ちなみに、コッペパン部門1位は浅草の某店、食パン部門の1位は清瀬の某店です)

先週末、川越～所沢エリアで出店しているパン屋が約30店ほど出展するパンマルシェというイベントに行ってきました。

入場制限がかかるほど会場内は想像以上の人で溢れており、どのお店も大行列でしたが、様々なお店に並んでいるうちに、気付けば大量のパンを購入していました。

しばらくパンを食べ続ける生活が続きそうですが、

おすすめのパン屋情報がありましたら、ぜひお知らせください。

それでは次号をお楽しみに！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆

—発行元—

弁護士法人アルファ総合法律事務所

代表弁護士／税理士 保坂光彦 (メルマガ担当：松浦)

埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階

TEL：04-2923-0971 / FAX：04-2923-0972

MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com

URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)